

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 規 則

○福島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則  
告 示

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件

○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件

○土地改良区の定款の変更を認可した件

○保安林の指定施行要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明のため当該通知の内容を掲示した件四件

### 公 告

○一般競争入札を行う件

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件二件

○一般競争入札を行う件

### 規 則

福島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十月二日

福島県知事 佐藤雄平

### 福島県規則第六十四号

#### 福島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

福島県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年福島県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

第二条の表経営等改善資金の部一の項中「第十三条第二項」を「第十四条第二項」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

（水産課）

### 福島県告示第四百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十四年十月二日から平成二十五年二月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十月二日

福島県知事 佐藤雄平

#### 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむらコスモス通り店 福島県郡山市鳴神三丁目七十五番地

#### 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 有限会社サンライズ伊東

代表者の氏名 代表取締役 伊東 幸一

住所 福島県郡山市堤一丁目百三番地

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

名称 株式会社しまむら

代表者の氏名 代表取締役 野中 正人

住所 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

三 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十五年五月十三日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千百十六平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 四十四台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 十台

3 荷さばき施設の位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 九十平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 三十二立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 開店時刻 午前十時

(二) 閉店時刻 午後八時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後八時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 三か所

(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

七 届出年月日

平成二十四年九月十二日

〔別紙図面〕は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。  
(商業まちづくり課)

**福島県告示第四百六十二号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年十月二日から同年十一月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十四年十月二日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ザ・ビッグ福島鎌田店 福島県福島市鎌田字熊ノ前三十二番一ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

**福島県告示第四百六十三号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年十月二日から同年十一月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十月二日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル町北町店 福島県会津若松市町北町大字上荒久田字宮下百十一番ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

**福島県告示第四百六十四号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、鮫川村土地改良区から平成二十四年九月五日付けで申請のあった定款の変更について、九月二十五日認可した。  
平成二十四年十月二日

福島県知事 佐藤雄平

(農村計画課)

**福島県告示第四百六十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。  
平成二十四年十月二日

福島県知事 佐藤雄平

一 所在の不明な者の氏名

猪股忠雄、鯨岡英美、馬場高義、星照子、星秀明

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（平成二十四年福島県告示第三百九十二号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

**福島県告示第四百六十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第



障がないと認められる者であること。

(4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度における I S M S ( I S O / I E C 27001 : 2005 / J I S Q 27001 : 2006) 認証を取得している者若しくは同一一般財団法人からプライバシーマークの付与を受けている者又は組織内で統一的な情報セキュリティ対策ルール等を定め、ルール順守状況を社内を確認しており、かつ、定期的に従業員に対して情報セキュリティの研修を行っていることを C S R (企業の社会的責任) 活動等の報告で確認できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成24年10月19日(金)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県企画調整部情報統計総室情報システム課

電話024-521-7135

4 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 平成24年10月2日(火)から同月18日(木)まで(土曜日、日曜日及び同月8日(月)を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙100枚が入る程度の大きさで、390円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成24年10月12日(金)午後5時までに必着で請求すること。

5 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 平成24年10月10日(水)午後1時30分

(2) 場所 福島県庁西庁舎12階情報多目的ルームA(福島県福島市杉妻町2番16号)

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 平成24年11月13日(火)午前10時30分

(2) 場所 福島県庁西庁舎12階情報多目的ルームA(福島県福島市杉妻町2番16号)

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成24年11月12日(月)午後5時までに次に掲げる場所に必着のこと。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県企画調整部企画調整総室企画調整課

電話024-521-7108

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれ

かに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Provision and services for information security system and gateway for mobile system of Fukushima Prefecture 1 set

(2) Time-limit of tender(by hand): 10:30 a.m.13 November, 2012

(3) Time-limit of tender(by mail): 5:00 p.m.12 November, 2012

(4) Contact point for the notice: Information System Division, Information & Statistics Office, Planning & Coordination Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan  
TEL:024-521-7135  
(情報システム課)

公益訴訟二四八十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたの日の次の日迄の公告による。

平成二十四年十月二日

福島県知事 佐藤 雄平

申請のあつた年月日

平成二十四年九月十四日

名称

ZNOの法人未来のかけこみ児童

三 代表者の氏名  
五十嵐 喜美子

四 主たる事務所の所在地  
福島県須賀川市舘ヶ岡字本郷六番地

五 定款に記載された目的  
この法人は、広く一般市民に対して、世代を越えた交流の場を提供し、心身の健全な育成に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百八十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年十月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日  
平成二十四年九月二十日

二 名称  
特定非営利活動法人ターナー会

三 代表者の氏名  
佐藤 久子

四 主たる事務所の所在地  
福島県伊達市保原町字竹内町五十八番地

五 定款に記載された目的  
この法人は、一般市民に対して、国際的な規模での文化活動に関する事業を行うこと、透明水彩の普及及び文化・芸術の振興に寄与する事を目的とする。

(文化振興課)

公告第二百八十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年十月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日  
平成二十四年九月二十日

二 名称  
特定非営利活動法人郡山のびのび福祉会

三 代表者の氏名  
安田 洋子

四 主たる事務所の所在地

福島県郡山市富田町字細田五十五番地の四

五 定款に記載された目的  
この法人は、乳幼児、学童、及び障害児に対して、保育・教育に関する事業を行うとともに、障害児・者ならびに、その家庭に対してのケア・サポート、障害者に対するの生活介護に関する事業を併せて行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第284号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成24年10月2日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の件名及び数量 水準調査モニターシステム等設備 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 平成25年2月28日（木）

(4) 納入場所 東北保健福祉事務所ほか計13箇所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の承認を受けた者であること。

(1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。

(3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

(4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の承認  
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成24年10月26日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の承認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局入札用度課  
電話024-521-7563

4 入札書の提出場所等

(入札用度課)

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成24年10月12日(金)午後1時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成24年11月13日(火)午前11時 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月12日(月)午後5時までに必着のこと。)
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に  
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 7 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 8 その他
  - (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (4) 契約書作成の要否 要
  - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 9 Summary
  - (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Monitoring post for reading of environmental radioactivity level 1 set
  - (2) Time-limit of tender (by hand) : 11:00 a.m.,13 November 2012
  - (3) Time-limit of tender (by mail) : 5:00 p.m.,12 November 2012
  - (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563